**建設省道発第一九〇号**

**昭和三二年七月九日**

**各都道府県知事**

**五大市長**

**北海道開発局長**

**各地方建設局長**

**道路局長通達**

道路法施行令の一部を改正する政令の施行について

道路法施行令の一部を改正する政令は、昭和三二年五月一五日政令第一〇〇号をもって公布、施行された。

この政令は、防火地域内における耐火建築物の建築を促進するため仮設店舗等による道路の占用を認め、その占用の場所及び構造について定めるとともに、占用物件を地上に設ける場合における占用の場所の基準について規定を整備したものであるが、その運用に当っては、左記の事項に留意の上遺憾のないようにされたい。

なお、貴管下道路管理者にも、周知徹底方お取り計らい願いたい。

記

1　特定仮設店舗等の占用について

特定仮設店舗等の占用は、その特殊な占用形態から道路交通に支障を及ぼす虞が大であると考えられるので、占用の許可に当っては、次の事項に留意の上、慎重を期されたい。

(1)　建築基準法に規定する防火地域内において既存の建築物を除去してこれに代る耐火建築物を建築する場合について認められる占用であること(令第七条第六号)。

仮設店舗等を占用物件とした趣旨は、従来、耐火建築物を建築する場合に、その工事期間中従前の建築物を使用して行われていた営業活動等を休止せざるを得ないところから耐火建築物の建築が促進されなかった実情にかんがみ、その促進を図るために認めたものであるから、既存の建築物を除去することなく新たに耐火建築物を建築する場合、除去される既存の建築物が耐火建築物の建築を開始する際営業活動等の用に供されていない場合等仮設店舗等を設ける必要のない場合には適用されない。

(2)　仮設店舗等による道路の占用は、同一時期に、かつ、集団的に行われるよう措置すること。

防火地域内において耐火建築物を建築する場合において、仮設店舗等による道路の占用を必要とするものがあるときは、当該道路の占用が時期を異にして散在して行われないよう集団的にまとめて短期間に、かつ、時期的に一致して行われるよう措置されたい。

(3)　占用期間は、耐火建築物の工事期間中であること。

仮設店舗等の占用期間は、施行令第九条の規定によることは勿論であるが、その占用の目的にかんがみ、当然に耐火建築物の工事期間中に限られるものであるから、耐火建築物の工事の全部又は一部が終了し、使用可能な状態となった場合には、占用を終止させ、すみやかに道路の原状回復を行わせるように措置されたい。

(4)　一定幅員以上を有する道路上に設けること(令第一一条の七第一項第一号)。

政令で定められた幅員を有する道路であっても、なるべく歩車道の区別のある道路について占用させるものとするとともに、交通のふくそうする場所、他の占用物件の多い場所等道路の交通に著しい支障を及ぼす場所を避け、道路の周辺の状況等をも勘案して適当な場所を選定されたい。

(5)　歩道上に設けることを原則とすること(令第一一条の七第一項第二号)。

歩道幅員が著しく狭く他に適当な場所がない場合等真にやむを得ない場合のほかは、車道内にわたって設けないよう措置されたい。

(6)　仮設店舗等の規模は、必要最小限度のものとすること(令第一四条第一項第三号)。

仮設店舗等の幅(奥行)は四メートル以内、長さ(間口)は既存建築物の間口の長さ以内として占用面積をできる限り小さくするとともに、仮設店舗等の構造を工夫して道路の交通に及ぼす支障をできる限り少くするよう配意されたい。

(7)　その他

イ　仮設店舗等の出入口は、なるべく歩道上に設けること。

ロ　仮設店舗等の構造は、なるべく連続建とし、散在して設けることは避けること。

ハ　仮設店舗等の周辺に物件を放置し、又は道路上を汚損する等道路交通に支障を及ぼし、又は道路の美観を害することがないよう措置すること。

(8)　仮設店舗等の占用が長期間にわたるもの、広汎な地域にわたるものその他占用の態様

相当規模にわたるものについては、事前に国土交通省に連絡のうえ措置されたい。

2　地上における占用の場所の基準について

第一〇条第一項第一号及び第二号に掲げる占用の場所の基準は、通行上一般的に必要とされる空間を確保しようとする見地から定められたものであるから、各道路における交通物体の種類及び量あるいはその存する地形等を勘案して交通の支障を及ぼさないよう各道路の交通の実態に則した取扱をされたい。

なお、建築基準法の一部を改正する法律(昭和三二年法律第一〇一号)及び建築基準法施行令の一部を改正する政令(昭和三二年政令第九九号)の施行により、道路の上空に設ける渡り廊下等は、道路内に建築することができることとなったが、これらの取扱については、別途通達するところによられたい。